

平成 30 年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項

平成 30 年度山梨県立盲学校高等部専攻科の入学者選抜は、この要項の定めるところにより実施する。

第 1 募集定員

募集定員は、別に定める。

第 2 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の要件に該当するものとする。

学 科 名	要 件
保健医療科	学校教育法施行令第22条の3の規定による視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの 1 盲学校高等部本科若しくは高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者 2 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
理 療 科	

第 3 出願方法

1 出願の制限

他の都道府県から入学を志願する者の扱いについては、「平成 30 年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」「出願方法 第 2 1 出願の制限 (2)」による。

2 出願期間

平成 30 年 2 月 9 日（金）、2 月 13 日（火）、2 月 14 日（水）、2 月 15 日（木）の午前 9 時から午後 4 時まで及び 2 月 16 日（金）の午前 9 時から正午まで

3 出願手続

(1) 志願者は、次に掲げる書類を盲学校長に提出する。

入学願書

調査書

住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成 30 年 1 月以降発行の表面に個人番号が記載されていないもの

健康診断票ア

盲学校指定様式に基づき医療機関が発行したもので、平成 30 年 1 月以降に受診したもの

健康診断票イ

健康診断票アとは別に、盲学校指定様式に基づき眼科医が発行したもので、平成 30 年 1 月以降に受診したもの

(2) 「第 2 出願資格」の表中「要件」欄の 2 に該当する者は、(1)の書類のうち、調査書にかえて、最終出身校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書を提出する。

(3) 必要書類の請求

入学願書等出願に必要な書類は、盲学校に直接請求する。

- (4) 入学審査料
無料とする。
- 4 志望順位
保健医療科及び理療科については、学科に志望順位をつけて出願することができる。
- 5 出願上の注意
 - (1) 出願書類の志願者氏名
志願者が作成する書類の署名欄については、住民票記載の文字（指導要録と一致する：以下「本名」という。）で記載すること。なお、外国籍生徒等で本名が長くなる場合には、入学願書に明記することで、本名を省略した氏名（以下「略称」という。）の使用を可とする。
受検に際して略称を使用する外国籍生徒等は、入学願書の署名欄に、本名の後ろに（ ）を付して略称を併記する。なお、受検票には略称のみ記入すること。
高等学校等の校長が作成する書類の志願者氏名について、志願者が特定できる場合は略字や略称の使用も可とする。なお、外国籍生徒等が略称を使用する場合には、調査書の「その他特記事項」に本名と上記の略称を併記すること。
 - (2) 志願者は、平成 29 年 12 月 28 日（木）までに、盲学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先の盲学校の高等部本科普通科及び保健医療科を平成 30 年 3 月卒業見込みの者を除く。）

第 4 入学検査

- 1 受検者
志願者全員とする。
- 2 検査内容
 - (1) 学力検査
国語（現代文の範囲のみ）
小論文
「一般教養」又は「保健医療」のうち 1 科目選択
 - (2) 面接
 - (3) 機能検査
（注 1）点字受検者の学力検査時間は、墨字（拡大文字）受検者の 1.2 倍とする。
（注 2）点字未習得者については、口頭による検査を実施することがある。
- 3 検査会場
盲学校
- 4 検査期日
平成 30 年 3 月 7 日（水）
開始時刻については、盲学校長が定める。
- 5 検査の実施
検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は盲学校長とし、係員は盲学校の教職員をもって充てる。

第 5 選抜の方法

盲学校長は、提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

第 6 入学許可予定者の発表

平成 30 年 3 月 14 日（水）午前 11 時、盲学校において行う。

第7 再募集

入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

- 1 出願資格
「第2 出願資格」による。
- 2 出願期間
平成30年3月15日(木)の午前9時から午後4時まで及び3月16日(金)の午前9時から正午まで
- 3 出願手続
「第3 出願方法 3 出願手続」による。
- 4 検査期日及び検査内容
 - (1) 検査期日 平成30年3月19日(月)
 - (2) 検査内容 「第4 入学検査 2 検査内容」による。
- 5 入学許可予定者の発表
平成30年3月22日(木)午前11時、盲学校において行う。

第8 検査結果の開示(口頭による開示請求)

- 1 開示の内容
学力検査の科目等別得点及び得点合計、面接並びに機能検査の評価の段階とする。
- 2 開示場所
盲学校
- 3 開示の方法
 - (1) 口頭による開示請求に基づき、「開示用成績一覧表」の閲覧による。
 - (2) 山梨県個人情報保護条例第27条の規定に基づく口頭による開示請求は、本人に限るものとし、法定代理人による請求は認めない。
 - (3) 口頭による開示請求は、受検票を提示して行う(受検票に写真が貼付されていない場合は、顔写真付きの書類の提示等も併せて行う)。
- 4 開示期間
入学許可予定者の発表の日から1か月間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とし、受付時刻は午前9時(発表当日は発表後)から午後4時までとする。

第9 調査書等の開示

開示の方法

山梨県個人情報保護条例(平成17年3月28日山梨県条例第15号)第15条の規定に基づき、書面(開示請求書)により、「県民情報センター(山梨県庁別館2階)に開示請求を行う。

第10 その他

- 1 特別支援学校長は、選抜の結果を直ちに教育長に報告する。
- 2 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。